

「二条城桜まつり2024」に係る仕様書

- 1 契約期間 契約の日から令和6年4月30日(火)まで
- 2 実施場所 元離宮二条城
- 3 実施期間 概ね令和6年3月8日(金)から令和6年4月7日(日)まで
※事業実施時間は、上記期間中の午前8時45分から午後5時までとする。
※期間の変更については、本市と協議のうえ決定すること。
- 4 事業経費 事業開催の経費として、委託料を支払う。契約日から令和6年度3月分は令和5年度事業の履行完了後、令和6年4月分は令和6年度事業の履行完了後に支払う。
委託料上限額 4,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
※ただし、委託料のうち500千円は、本市が指定するイベントを実施するための費用に充てること。

5 委託業務

(1) 期間中のイベント等の企画及び実施

二条城の本質的価値や京都の歴史・文化を感じられ、集客力や話題性ととともに、再来城にもつながる企画を提案すること。また、提案には以下に記載する内容を含むこと。

ア 桜が見頃でない時期でも楽しむことができる企画

(春休み期間外となる会期前半(3月8日(金)～3月22日(金))を想定)

イ 全期間を通して開催する企画

※上記ア、イに該当する企画を各1件以上、合計2件以上提案すること。

※企画ごとに主たるターゲットに合わせた効果的な集客の手法や目標人数といった具体の計画を明記すること。

※受託決定後は本市と協議のうえ、本市が指定する内容のイベントを取り入れ、実施すること。

(2) 広報業務

ア 制作する広報物

(ア) 別紙2に記載する広報物を令和6年2月中旬までに制作(印刷、配送、その他費用負担を含む。)し、配布に当たっては、受託決定後に提供する本市指定先約500箇所へ配布すること。また、配送が完了したことが分かるよう、日時、数量、経路等が記載された完了届を提出すること。配送等の漏れが発生した場合は、本市に報告のうえ、受託者が速やかに対応すること。

(イ) 英語版のチラシ及びポスター作成については、翻訳も含めて行うこと。

(ウ) 広報用印刷物については、広告掲載等により広告料を獲得し、本事業の充実に資することを認める。なお、広告の相手方、内容は、京都市広告掲載基準によること。

イ その他

(ア) 桜まつり開催期間中に、二条城内で開催される企画について、本市から提供する情報に基づき、本事業と併せて広報を実施すること。

(イ) 上記以外に、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報及び独自の配

送先についても提案し、実施すること。

(ウ) 来城者に城内約50品種300本の桜の魅力及び京都の桜標本木が二条城にあることが伝わるような広報を実施すること。

6 その他、本市が必要と認める事項

- (1) 実施に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、別添の注意事項及び「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の内容を踏まえて行うこと。また、京都の文化や二条城の歴史的価値を感じられる内容とする。
- (2) 企画は原則、二条城開城時間中（午前8時45分～午後5時）に実施することとし、日時、場所、料金（有料の場合）等については本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 実施に当たっては、閉城時間（午後5時）までに来城者が退場できるよう配慮すること。
- (4) 企画に必要な機材等は、受託者で準備・設置すること（物品調達を含む）。
設置に当たっては、本市と事前に協議を重ね、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にするとともに、城内の営業店舗、実施工事、その他イベント等に配慮すること。
- (5) 有料企画の実施に当たっては、事前に収支に係る内訳等を本市に提出すること。
- (6) 各種企画の実施及び広報に当たっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。
- (7) 各種企画を実施するに当たり、万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。
- (8) 受託者は、本市と協議のうえ、イベント収入、協賛、寄付等により、収入確保を図り、本事業の内容を充実させること。
- (9) 受託者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者が実費弁償すること。
- (10) 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城において、過去に同種の事業実績を有する者に依頼し、また、施工の1箇月前までに配線図、設営図面、搬出入計画を、施工の2週間前までに車両入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。
- (11) 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法等）に関する書類作成に係る一切のことは受託者が行い、その写しを提出すること（文化財保護法に関する書類を除く）。
- (12) 演出に係る音量等に配慮すること。
- (13) 事業終了後、速やかに事業報告書等を作成し本市に提出すること。
- (14) 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書の内容に疑義が生じたときは本市の決定に従うこと。
- (15) 一部の区間について、開催を予定している催事（3月23日：香雲亭、3月18日以降：台所、台所前庭、3月30、31日：場所未定）があるため、当該日の城内使用の可否については別途協議のうえ決定する。
- (16) 城内の使用箇所等については、夜間事業の提案を優先することとし、別途協議のうえ決定する。